

世界に競争相手がいることの幸せ

巻・頭・言

平成26年度 特許庁技術懇話会 副代表委員／編集委員長 土田 嘉一



官公庁は、その業務の特殊性や公共性から競争原理が働きにくい。だから、能率やサービスが低下しやすく、しかも、それが是正されずに放置されている——。残念ながら、しばしば耳にする意見です。“ぬるま湯”と揶揄されることもあります。さて、産業財産権に関する業務を所管している特許庁は、きわめて高い専門性・独立性が求められています。例えば、日本で特許権を取得したいと考える出願人は、最終的には特許庁に対して手続きをするしかありません。そうすると、特許庁は、やはり業務を独占しているということになります。では、競争原理についてはどうでしょうか。

特許制度は属地主義に基づいており、各国、各地域に特許庁が存在しています。幸いなことに、世界の特許庁、審査官・審判官は、私たちにとって格好の競争相手です。“世界を相手に戦う”と考えると、いつぱしの日本代表になった気分です。

海外庁のうち、全ての技術分野・意匠について実体的な審査を行うことができる組織はそう多くありませんが、関係の深い身近な庁を見渡すと、強敵ぞろいであることに気づきます。取り扱う出願件数の規模で見れば、中国国家知識産権局に大きくリードされています。米国特許商標庁は、国内の各タイムゾーンにオフィスを構えるほどの大所帯です。韓国特許庁も、スピーディなIT関連施策で知られています。欧州特許庁は、欧州各国の特許の束を産み出す上位の機関として、大きな存在感を放っています。これら五大特許庁だけではありません。今や、多くの海外庁が、PCT国際調査機関として名乗りを上げ、また、既に国際調査機関となっている庁は、管轄範囲を拡大しつつあります。意匠の世界でも、日本は、昨年5月にハーグ協定ジュネーブ改正協定への加入が国会で承認されましたが、韓国は既に同改正協定に加入し、昨年7月から出願の受付を開始しています。米国も2年前に加入のための法案を成立させており、中国でも法改正が予定されています。

世界のライバルと競い合う項目は、きっと多岐にわたることでしょう。近年では、審査の品質に注目が集まっています。出願内容の正確な把握、漏れのない調査、審査基準の適切な理解とあてはめ、わかりやすく明りょうな起案、という日々の実務の本領が発揮される場面です。これらがきちんと実施されているかチェックするための仕組みも必要です。面接や電話における適切な対応も求められています。もちろん、出願から権利化に至るまでのスピードや適時性も忘れることはできません。実体的な審査の面だけでなく、事務手続き的なことも出願人の満足度に大きく影響しているはずで、ユーザー向けに提供されるサービスや情報が、ニーズにかなっているかも重要です。今号の特集では法改正を取り上げましたが、産業財産権を取り巻く制度設計がすべての根幹をなすことは言うまでもありません。

少し考えてみただけでも、さまざまな観点がありそうです。読者のみなさまは、ほかにたくさんの勝負どころが思い浮かんだことでしょうか。これらの各項目で、あるいはトータルとして海外庁に競り勝つためには、審査官・審判官のたゆまぬ努力が必要です。また、一個人で対応できることばかりではありませんから、組織体制、マネジメント、人材育成、システム整備といった点も欠かせません。

昨今、海外庁間の審査協力が加速しています。世界の特許庁、審査官・審判官は、互いに協力しあう仲間であると同時に、切磋琢磨しあうライバルでもあります。世界に競争相手がいることの幸せを感じつつ、日本の特許庁、審査官・審判官が、国内外から信頼され賞賛される存在になれるよう、そして、産業の発達に貢献できるよう、日々精進していきたいものです。

特技懇誌が、自己研さんや情報共有の一助として、どうかお役に立てますように。特許庁技術懇話会を、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。